

令和元年度 第1回守山市都市計画審議会の概要

1 開催日時 令和元年5月22日(水) 午後3時から午後5時まで

2 開催場所 守山市役所 3階 31会議室

3 付議案件

諮問第1号 守山市景観計画の見直しについて

4 審議結果

諮問第1号・・・原案のとおり可決(ただし、以下の意見あり)。

- ・中山道軸の基準について、中山道に面していない建築物であっても、勾配屋根の基準の適用を検討されたい。
- ・中山道軸の勾配屋根という表現については、中山道らしい景観形成が図れるように妻入り・平入り等の形態についての記載を検討されたい。
- ・中山道で実施している補助金制度について、パンフレット等で十分に周知されたい。
- ・太陽光発電設備の取り扱いについて、中山道軸(伝統的市街地景観)においては、設置規制または届出対象規模を10㎡にし、湖岸景観ゾーンにおいても、届出対象規模を10㎡にするよう検討されたい。

また、太陽発電設備の設置規制をする場合には、地域にご協力いただける、設置規制の補償措置となるような補助金制度の創設を検討されたい。

5 出席委員数

5名(委員総数9名)

6 意見概要

【諮問第1号】

- ・勾配屋根という記載だけでは片流れ屋根でも認めてしまうことになる。中山道らしい景観形成をしたいのであれば、棟木のある勾配屋根や瓦屋根にすること等、どのような屋根を想定しているかを記載した方が良いのではないか。
- ・景観計画素案15ページに「建築物等の修景に関する相談・助言、情報提供、補助等の支援をする中で、中山道の歴史的景観の再生を目指します。」と記載しているが、どの程度の補助が受けられるのかを景観計画に記載し、情報提供をしておけば、町家の改修等に際して、景観形成に協力しようという動きを作れるのではないか。

また、景観保全のために推奨するデザイン等をパンフレットに記載し、それさえ見れば、どのように景観を保全していけば良いのかわかるようにした上で、周知等をしていくと

良いと考える。

- 中山道に面していない建築物について、解除される基準があるが、中山道沿いの景観を綺麗にしても、高さ制限等がない中で、中山道沿いの建築物より高い建築物が奥の敷地に建築され、景観を乱す可能性があるが、それで良いのか。
- 1軒目が瓦屋根で壁を漆喰等にしても、裏に5階建てのコンクリートの建築物等ができた場合には、せめて屋根くらいは勾配にしておかなければ、景観が損なわれる。
- 今後、自然エネルギーの活用ということで、太陽光発電設備の設置は増加していくと考えるが、既存の太陽光と新規設置の太陽光を比較されたときに、なぜこれではダメなのかと言われないうように整合を図る必要があると考える。

また、景観形成としての方針はあるとは思いますが、農業の高齢化等が進む中で、太陽光による土地利用の需要はあると考えるので、規制にあたっては、そのあたりのバランスを考えていく必要がある。

- 中山道軸や湖岸景観ゾーンは守山にとって重要な地域と考えるが、標準モデルで設定されている規模が10㎡超としている中で、そういった地域でも緩和ということで良いのか。50㎡の太陽光が中山道に設置されるとかなりイメージが変わると思う。
- 中山道に太陽光は合わない。中山道としての景観を守ろうとしているのであれば、太陽光の設置を禁止してはどうか。
- 環境面で太陽光は重要だと考えるが、一方で、守山市にとって中山道は昔ながらの街並みが残っている重要な地域なので、50㎡は考えられない。せめて標準モデルの10㎡程度にするべきだと考える。また、中山道に関しては、設置を禁止するというのもひとつだと考える。
- コストを削減できるツールである太陽光発電設備を中山道で設置を禁止にするのであれば、それに代わる電気代やコスト等を補填しなければ納得しないのではないかと考える。景観保全に協力をしていただくためには、代替措置のようなものがないと難しいと考える。